

令和2年 5月12日

新型コロナウイルスへの対応について（5月12日更新）

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、熱く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、当法人では運営する事業所における感染症対策を強化するとともに、施設長を中心とする感染症予防委員会を活用し、感染予防ならびに事業継続について対応を進めております。

4月7日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政府から新型コロナウイルスに関する改正特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました（5月4日付で31日までの延長を決定）。これに基づく当法人の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

敬具

記

【緊急事態宣言発令に伴う対応】

当法人では、次の「緊急事態方針」に基づき、ご利用者様ならびに職員の生命と健康を守ってまいります。

【緊急事態方針】

1. ご利用者様の生活を守る
高齢者・障がいを持った方の生活支援を可能な限り継続します。
2. ご利用者様の命を守る
感染リスクに十分留意し、生命維持に必要な援助を実施します。
3. 職員のストレスを軽減する
職員の出勤状況などを考慮し、業務内容の見直しを行います。
4. 3密を回避する
密閉空間・密集場所・密接場所を回避します。

なお、当法人におきましては、新型コロナウイルスの感染予防・拡大防止対策として、以下を実施しております。

1. 感染予防対策等の徹底。

- ・出勤時ならびに勤務中の手洗い・うがいを徹底。
- ・事業所共用スペースの定期換気を実施し、適湿温度を保持。

- ・事業所共用スペースの定期的な消毒を実施。

(2) 職員の体調管理

- ・出勤時の検温を実施し、体調不良が認められる職員の出勤を禁止。
- ・体調不良の積極的な申告を促すために、体調不良時に特別有給休暇を付与する特別措置を実施。なお、小中学校及び高校等への臨時休校要請を受け、出勤が困難になる職員についても、特別有給休暇の付与対象とします。(正職員・非常勤職員共通)

(3) ご利用者様の体調管理

- ・施設系事業所においては、職員による体調管理を実施し、体調不良時の主治医への速やかな報告・相談を徹底するとともに、感染症発生時に重症化の可能性がある基礎疾患をお持ちのご入居者様の特定を実施。
- ・在宅サービスのご利用者様については、ご本人様もしくはご家族様によるサービス利用前の検温を依頼。

2. ご面会・ご来館の制限

- ・当法人が運営する施設系事業所において、当面の間、ご家族様・関係者の皆様の来館ならびにご入居者様への面会を、原則としてお控えいただきます。

※期間中、来館・面会が必要となるご事情がある場合は、各事業所の管理者までお申し出ください。その場合にも以下に該当する方の来館・面会はお控えくださいますようお願いいたします。

- ・体調の悪い方
- ・風の子状がある方
- ・腹痛や嘔吐などがある方
- ・報道等において感染の確認されている機関・地域への来訪歴などがある方
- ・期間中来館・面会を求められる方につきましては、事業所入館時のマスク持参・着用、手洗ひまたは手指消毒をお願いいたします。

3. ご利用者様や職員に感染者・感染被疑者が発生した場合の対応

新型コロナウイルス感染者・感染被疑者が発生した場合には、所管する保健所と連携のうえ、当該事業所において、以下の対応を実施いたします。

(1) 感染拡大防止に向けた対応

- ・感染者・感染被疑者に加え、濃厚接触者となる職員の出勤を禁止。
- ・ご利用者様と職員に対し、検温実施による体調管理を徹底。
- ・当該事業所の消毒を実施。
- ・施設系事業所においては、濃厚接触者および特に感染リスクが高いと考えられるご入居者様には、居室でお過ごしいただき、感染の拡大防止に努めます(居室でのお食事の提供など)。また、標準感染予防策(スタンダード・プリコーション)に基づくサービス提供を徹底します。

(2) サービス提供継続に向けた対応

- ・職員の出勤禁止により、事業所においてサービス提供に必要な人員が不足する場合には、本部などから介護の経験を有する職員を派遣することで、サービス継続に努めます。
- ・複数事業所で同時に感染が発生するなど、感染拡大によりやむを得ず人員に制約が出る場合には、サービス内容を見直しさせていただく場合がございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上